

主治医様へ

大阪市保健所

主治医診断報告書・医学的検査結果報告書について（お願い）

平素は、本市保健行政に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、各医療機関で作成いただいた主治医診断報告書及び医学的検査結果報告書（以下「診断書等」といいます。）について、次のとおりお取り扱いくださいますようお願いいたします。

【診断書等について】

- ・ **1 枚目（本人提出用）** については封筒（保健福祉センター御中）に入れ厳封し、患者様にお渡しください。※呼吸機能検査ペーパー、胸部レントゲンフィルム、心電図等の資料がございましたら、1 枚目とともに患者様にお渡しください。（添付がない場合は検査料のお支払いはできません）
- ・ **2 枚目（保健所提出用）** については、貴医療機関にてご記入いただいたものを 1 か月分まとめて、翌月 10 日までに大阪市保健所管理課審査・給付グループへご送付ください。（公害診療報酬のレセプト送付時に同封していただければ結構です。）
- ・ **3 枚目（医療機関控）** については貴医療機関の控えとしてください。

※検査のみ実施いただいた医療機関で、主治医様へ診断書をご返却される場合は、封筒（主治医様）に入れ厳封し、患者様または主治医様へお渡しください。

【文書作成料、医学的検査料のお支払いについて】

診断書等の文書作成料並びに実施していただいた医学的検査の検査料（判断料含む）につきましては、診断書等の 2 枚目をご提出いただくことで本市よりお支払い致します。

また、既に公害診療報酬や他法等で検査料（判断料含む）の請求がお済みの検査データをご報告される場合は、二重請求となりますので、医学的検査結果報告書の備考欄『診療報酬の請求（公害・他方含む） 済 □に「✓」を入れてください。（その場合は、検査料のお支払いはできませんのでご了承ください。）

大阪府医師会に加盟されていない医療機関の担当者様へ

文書料、検査料をお支払いするためには大阪市と業務委託契約を締結していただく必要があります。契約については年度ごとに必要となりますので、お問い合わせください。

<お問い合わせ先>

大阪市保健所管理課（審査・給付グループ） TEL（06）6647-0793

〒545-8515 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックス10階

「認定死亡患者主治医診断報告書兼請求書（様式第 36 号）」、「転地療養事業参加への診断書」及び「水泳教室参加への診断書」に関しては、該当する医療機関に別途ご案内します。